

質 疑 応 答 集

問1

今般の制度改正は、どのような趣旨で実施されたのですか。

- 平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン(平成25年4月策定)」において、全ての貸切バス事業者や乗合バス事業者(貸切委託運行許可を得た事業者に限る)に対しても安全管理規程の届出等を義務付ける方針が示されたことから、今般の制度改正を行ったものです。

問2

安全管理規程の届出等の義務付け対象となる事業者は誰ですか。

- 今般の制度改正により「全ての貸切バス事業者」と「貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者」が新たに対象となります。

問3

義務付け対象事業者は、具体的にどのような手続きが必要となりますか。

- 安全管理規程の届出、安全統括管理者選任の届出を行う必要があります。なお、届出は事業者を単位として行うこととなります。(営業所毎ではありません)

問4

安全管理規程の設定方法を教えてください。

- 輸送の安全確保のための基本的な方針、実施の計画、管理体制等に関する事項を規定する必要があります。国土交通省のホームページに安全管理規程(ひな形様式)を掲載しておりますので、こちらを参考に、各事業者の運行実態を踏まえて設定して下さい。

問5

安全統括管理者は誰を選任すればよいですか。

- 安全統括管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあって、かつ、次の①～③のいずれかの事項を通算して3年以上従事した経験を有する者(①から③を組み合わせて3年以上従事した経験を有する者でも可能)から選任する必要があります。

- ①. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
- ②. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
- ③. ①・②の業務等の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

※ ただし、タクシー、トラック事業に係る業務については期間に算入しない

問6

上記の要件を満たす者がいない場合、安全統括管理者は誰を選任すればよいですか。

- 安全統括管理者は、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者についても選任することが可能ですので、詳細については、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)までお問い合わせ下さい。

問7

安全統括管理者は、役員や運行管理者等との兼任も可能ですか。

- 安全統括管理者は、問5・問6の要件を満たしていれば、代表者や役員、運行管理者、整備管理者等との兼任も可能です。

(裏面もご覧下さい)

問8

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出は、どこに提出すればよいですか。

- 安全管理規程や安全統括管理者選任は、「届出書(様式)」(国土交通省ホームページに掲載)に必要な事項を記載した上で、それぞれ主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出して下さい。

問9

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出の期限を教えてください。

- 安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を、平成25年10月1日から平成26年1月6日までに提出する必要があります。ただし、平成25年10月1日以降に事業の許可を受けて事業を営もうとする者は、旅客の運行を開始する日までに安全管理規程の届出を行うとともに、遅滞なく安全統括管理者選任の届出を行わなければなりません。

問10

安全管理規程の変更や安全統括管理者の変更(解任)を行う場合の手続きを教えてください。

- 安全管理規程や安全統括管理者を変更する場合は、別途変更届を提出する必要があります。(変更届の提出様式・方法は問8と同様です)
なお、安全管理規程変更届は変更した安全管理規程の実施日までに、安全統括管理者変更届は変更後遅滞なく提出する必要がありますので、御注意下さい。

問11

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行わなかった場合、どのようになりますか。

- 期限を過ぎても、安全管理規程の届出、安全統括管理者選任の届出が確認できない場合は、法令に基づき行政処分の対象となることがあります。また、道路運送法に基づき、百万円以下の罰金に処されこともありますので御注意下さい。

問12

乗合・貸切バス事業の両方を営んでいる事業者の場合、安全管理規程はどのように規定すればよいですか。

- 乗合・貸切バス両事業を営んでいる場合、双方を一体とした安全管理体制を構築していると考えられるため、原則として、安全管理規程は両事業を対象として設定して下さい。
なお、タクシー・トラック事業を同時に営んでいる場合は、同事業を今回の安全管理規程に含める必要はありませんが、バス事業と同様に輸送の安全性向上に努めて下さい。

問13

安全管理規程の届出、安全統括管理者選任の届出を行った後は、具体的にどのような取組が必要となりますか。

- 運輸安全マネジメントは、安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行うだけで終わるものではありません。自ら策定した基本的方針を基に取組を計画的に実施し、取組の効果や管理体制を含む運営状況を見直し、必要に応じて改善を繰り返すことで、輸送の安全性の更なる向上を図るものです。
経営トップや安全統括管理者が中心となり、全社が一丸となって取り組み、社内に安全を最優先する風土・経営体質を定着させることが大切です。



国土交通省